

平成30年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策・ジビエ振興室

鳥獣保護区等の指定計画一覧

名 称 (所在地)	区 分	面積 (ha)	指定期間	新規・更新区分	地域の概要	生 息 す る 鳥 獣 (下線部は特別天然記念物又は天然記念物)	利害関係 者意見	備考
萱野高原 (箕輪町)	鳥獣保護区 特別保護地区 (森林鳥獣生 息地の保護 区)	133	H30. 11. 1～ H40. 10. 31 S43～鳥獣保 護区と同時 に指定 5期目(10年) が満了	再指定	標高800～1,200mに位置する。標高差のある地形や良好な森林及び溪流を兼ね備えており、多様な鳥獣の生息及び繁殖に好条件を備えた環境である。また、信州伊那谷萱野高原小鳥の森に指定され、多くの人に利用されている。	【鳥類】 オオタカ、フクロウ、アカショウビン、アカゲラ、キセキレイ、サンショウクイ、ヒヨドリ、コマドリ、コルリ、ショウビタキ、ウグイス、オオルリ、キビタキ、エナガ、シジュウカラ、ヒガラ、ヤマガラ、ホオジロ 【獣類】 ニホンカモシカ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンリス、ノウサギ、ハクビシン (外来種)	賛成 9 名	
美ヶ原 (松本市)	鳥獣保護区 特別保護地区 (森林鳥獣生 息地の保護 区)	764	H30. 11. 1～ H40. 10. 31 S43～鳥獣保 護区と同時 に指定 5期目(10年) が満了	再指定	標高1,100～2,000mに位置する。薄川水系の上流部に位置し、豊富な水環境に恵まれた豊かな自然環境が多様な鳥獣を育んでいる。	【鳥類】 オオタカ、ハイタカ、ノスリ、クマタカ、チョウゲンボウ、ツグミ、ノビタキ、キビタキ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ 【獣類】 ニホンカモシカ、タヌキ、キツネ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、シマリス (外来種)	賛成 7 名 条件付 賛成 1 名	八ヶ岳中 信高原国 定公園 (特別地 域)
志賀高原 (山ノ内 町)	鳥獣保護区 特別保護地区 (森林鳥獣生 息地の保護 区)	1,138	H30. 11. 1～ H40. 10. 31 S34に指定さ れた鳥獣保 護区内にS47 に指定 5期目(10年) が満了	再指定	標高1,500～2,000mに位置する。天然針葉樹と天然広葉樹が混交する、良好な鳥獣の生息環境となっており、多様な鳥獣が生息している。	【鳥類】 イヌワシ、キジバト、アオバト、ジュウイチ、ホトトギス、カッコウ、アオゲラ、アカゲラ、ミソサザイ、コマドリ、ルリビタキ、コルリ、ヤブサメ、ウグイス、エゾムシクイ、メボソムシクイ、キクイタダキ、キビタキ、オオルリ、ヒガラ、コガラ、ゴジュウカラ、キバシリ、クロジ、ウソ、カケス、ハシブトガラス 【獣類】 ニホンカモシカ、 <u>ホンドオコジョ</u> 、 <u>ヤマ</u> <u>ネ</u> 、タヌキ、キツネ、テン、ツキノワグマ、ニホンリス、ニホンザル、ノウサギ	賛成 5 名	上信越高 原国立公 園 (特別保護 地区、特 別地域第2 種)

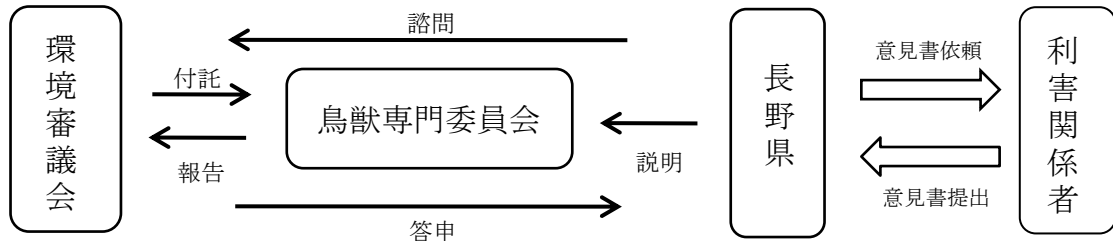
名 称 (所在地)	区 分	面積 (ha)	指定期間	新規・更 新区分	地域の概要	生 息 す る 鳥 獣 (下線部は特別天然記念物又は天然記念物)	利害関係 者意見	備考
熊 伏 (天龍村)	狩猟鳥獣捕獲 禁止区域 (ニホンジカ・イ ノシシを除く)	401	H30. 11. 1～ H40. 10. 31 H20に鳥獣保 護区から狩 猟鳥獣捕獲 禁止区域に 切替え 1期目(10年) が満了	再指定	標高750～1,650mに位置する。林道等の人工的な施設がなく、天然広葉樹林が多くを占めるなど、自然豊かな森林であり、沢も多く水量も豊富なことから、鳥獣の生息地として良好な環境の地域である。	【鳥類】 ハチクマ、ハイタカ、クマタカ、ヤマドリ、ツツドリ、ジュウイチ、フクロウ、コノハズク、ヨタカ、アカショウビン、アオゲラ、アカゲラ、ミソサザイ、クロツグミ、アカハラ、トラツグミ、オオルリ、キビタキ、ヤマガラ、ヒガラ 【獣類】 ニホンカモシカ、タヌキ、キツネ、テン、ツキノワグマ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンリス、ノウサギ	賛成 7名	
北大塩 (茅野市)	狩猟鳥獣捕獲 禁止区域 (ニホンジカ・イ ノシシを除く)	800	H30. 11. 1～ H35. 10. 31 H25に鳥獣保 護区から狩 猟鳥獣捕獲 禁止区域に 切替え 1期目(5年) が満了	再指定	標高1,100～1,770mに位置する。カラマツと天然広葉樹が混在し、起伏に富んだ地形で希少猛禽類を含め、多様な鳥獣の生息に適している地域である。	【鳥類】 オオタカ、ノスリ、ツミ、ハイタカ、カッコウ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヒバリ、アカハラ、クロツグミ、ツグミ、ノビタキ、オオルリ、キビタキ、ノビタキ、シジュウカラ、ヒガラ、ヤマガラ、コガラ、カシラダカ、ホオジロ、ホオアカ、カワラヒワ、マヒワ、ベニマシコ 【獣類】 ニホンカモシカ、 <u>ヤマネ</u> 、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンリス、ムササビ、ノウサギ	賛成 11名 条件付 賛成 1名	

平成30年度 鳥獣専門委員会の検討結果について

地 区 名	鳥獣専門委員会での意見等	審 議 結 果
萱野高原鳥獣保護区 特別保護地区	・ヒヨドリ、ニホンジカは当地区を代表する鳥獣としてふさわしくない。 ・代表を挙げるならオオルリではないか。 ・他にも、オオタカ、フクロウ、アカショウビン、ニホンカモシカ、ニホンリスなどが生息しており、これらを守るために指定目的があると言える。 ・小鳥の森ウオーキングマップに記載されている鳥類と計画書の鳥類は整合した方がよい。	・特別保護地区の再指定が必要 ・指定期間は10年間 ・意見のとおり計画書の一部を修正
美ヶ原鳥獣保護区 特別保護地区	・シカが人為的に増えて環境を荒らすので、これを戻すための自然再生、生態系維持のためにも特別保護地区の指定は必要である。 ・生息環境の維持、環境整備が大切。 ・農業被害については、松本市としては被害があるが、当地区内には隣接する農地はなく、農業被害はない。 ・鳥類は、ノビタキが生息し定着している。	・特別保護地区の再指定が必要 ・指定期間は10年間 ・意見のとおり計画書の一部を修正
志賀高原鳥獣保護区 特別保護地区	・昔は風致景観のための指定が目的であったが、近年は生態系の評価に変化してきている。 ・法律では20年以内の指定とされているが、長野県では大半が10年毎に更新されている。10年くらいで地域ごとに状況を見ながら変えていくのがいいのではないか。 ・20年は長すぎると感じる。 ・ユネスコエコパークや保安林に指定されている旨も記載した方がよい。 ・植物相の概要は、オオシラビソ、コメツガ、ミズナラ、ダケカンバ、シラカンバに訂正した方がよい。	・特別保護地区の再指定が必要 ・指定期間は10年間 ・意見のとおり計画書の一部を修正
熊伏狩猟鳥獣 捕獲禁止区域 (ニホンジカ・イノシシを除く)	・ブッポウソウについては、北と南に分かれる。北は天然のブナの樹洞や巣箱、南は天竜川に係る橋脚に架けた巣箱を使っており、当区域内には生息はしていないと思われる。 ・鳥類は、クマタカ、アカショウビンが生息している。	・狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定が必要 ・指定期間は10年間 ・意見のとおり計画書の一部を修正
北大塩狩猟鳥獣 捕獲禁止区域 (ニホンジカ・イノシシを除く)	・当区域については、10年の更新ではなく、5年毎に被害状況などの様子を見ながら更新していきたいという地元の意向もあり、5年の更新が妥当と考える。 ・イノシシの被害はどうか。→区域に隣接する南側で被害がある。 ・ガボッチョ山の下には草原があるので、ノビタキ、ホオアカ、ヒバリ、カッコウなどの草原性の鳥類を記載した方がよい。	・狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定が必要 ・指定期間は5年間 ・意見のとおり計画書の一部を修正

平成30年度 鳥獣保護区等の指定について

1 指定計画策定の流れ



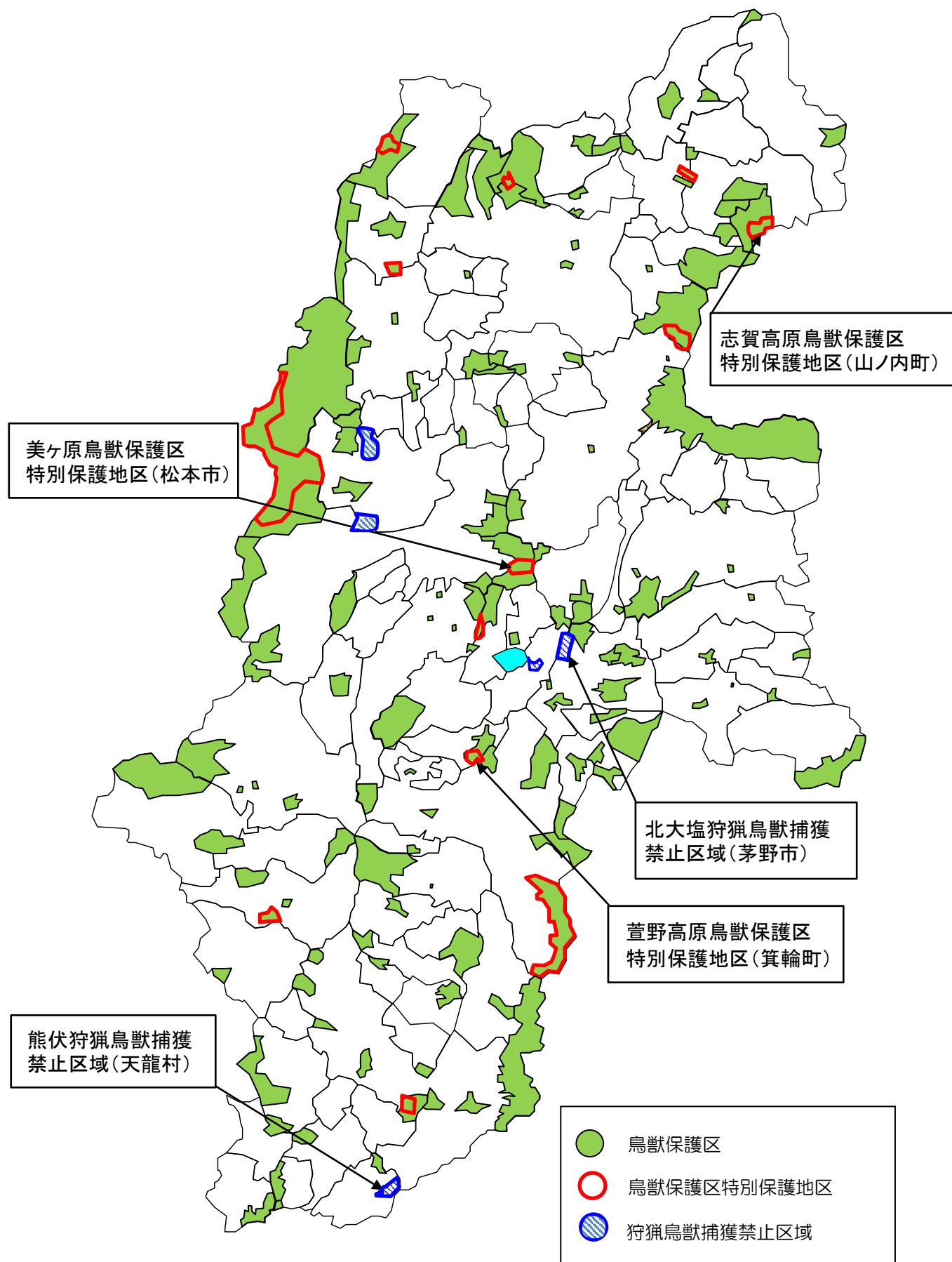
2 指定計画策定のスケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会		● 諮問				● 答申		
鳥獣専門委員会※					● 現地検討			
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

【鳥獣保護区等区分】

区 分 名	内 容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシ等の捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾等の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

平成30年度鳥獣保護区等指定計画位置図



萱野高原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

1 特別保護地区の概要

（1）特別保護地区の名称

萱野高原鳥獣保護区特別保護地区

（2）特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

（1）特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

（2）特別保護地区の指定目的

当該地域は、上伊那地域の代表的な高原であり、昭和 44 年に「信州伊那谷萱野高原小鳥の森」に指定されている。

また、箕輪町管理による植物園や、水芭蕉の自生地等もあり、自然環境豊かな地域である。高原内には、総延長 8 キロメートルに及ぶ遊歩道が整備され、探鳥会やレクリエーションの場として、多くの人に利用されている。

当鳥獣保護区の中でも、当該地域は、標高差のある地形や良好な森林及び溪流を兼ね備えており、オオタカやフクロウ、アカショウビン、オオルリ、ニホンカモシカやニホンリスをはじめとする多様な鳥獣の生息地及び繁殖地となっている。

このため、当該地域は、同鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護と、地域における生物多様性の確保を図るものである。

（3）保護管理方針

箕輪町及び（公財）日本野鳥の会等の団体と連携を図った管理を行うとともに、鳥獣保護管理員による定期的な巡視を実施し、鳥獣の生息地としての環境を保持する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 133 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	130	ha
農耕地	2	ha
水 面	0	ha <干潟 0 ha>
その他	1	ha

イ 所有者別内訳

国有地	0	ha
地方公共団体有地	0	ha
私有地等	133	ha
公有水面	0	ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

農振法による農業振興地域	1	ha
農用地区域	1	ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

上伊那郡箕輪町の東部に位置し、当区域の南部は伊那市との市町界に隣接している。

イ 地形、地質等

当該区域は、標高 800 メートルから 1,200 メートルの山地である。

ウ 植物相の概要

主にアカマツ・カラマツ等の人工林で構成され、その他に多種の天然広葉樹林が生育している。

エ 動物相の概要

鳥類は、オオタカやフクロウをはじめ、森林を好むものが多く生息している。

獣類は、ニホンカモシカやニホンリスなどが生息している。

（2）生息する鳥獣類

ア 鳥類

オオタカ、フクロウ、アカショウビン、キセキレイ、サンショウクイ、コマドリ、コルリ、ショウビタキ、ウグイス、オオルリ、キビタキ、○ヒヨドリ、○ヒガラ、○ヤマガラ、○エナガ、○シジュウカラ、アカゲラ、ホオジロ等

イ 獣類

ニホンカモシカ (特別天然記念物)、○ニホンリス、ノウサギ、○ニホンジカ、
○タヌキ、○イノシシ、ノウサギ、イタチ、ハクビシン (外来種)

※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域の農地では、カラスやムクドリなどによる果樹類の食害がある。

また、箕輪町全体における被害状況は下記のとおりとなっている。

単位：被害金額 千円

区 分		平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		ニホンジカ	イノシシ	カラス	ニホンジカ	イノシシ	カラス	ニホンジカ	イノシシ	カラス
捕獲許可頭数		550	100	200	400	100	200	300	100	200
捕獲頭数		286	21	82	242	9	53	118	13	52
被害作物等		野菜、麦類 いも類、ヒノキ等	果樹、いも類 飼料作物等	果樹、稲 野菜、麦類等	野菜、果樹 稲、ヒノキ等	野菜、飼料作物 稲	果樹、野菜 稲、豆類	野菜、果樹 稲、ヒノキ等	工芸作物 飼料作物、果樹	果樹 いも類等
被害金額	農業	1,877	1,499	10,351	2,234	334	11,371	1,790	307	10,889
	林業	5,320	—	—	3,657	—	—	3,218	—	—
	計	7,197	1,499	10,351	5,891	334	11,371	5,008	307	10,889

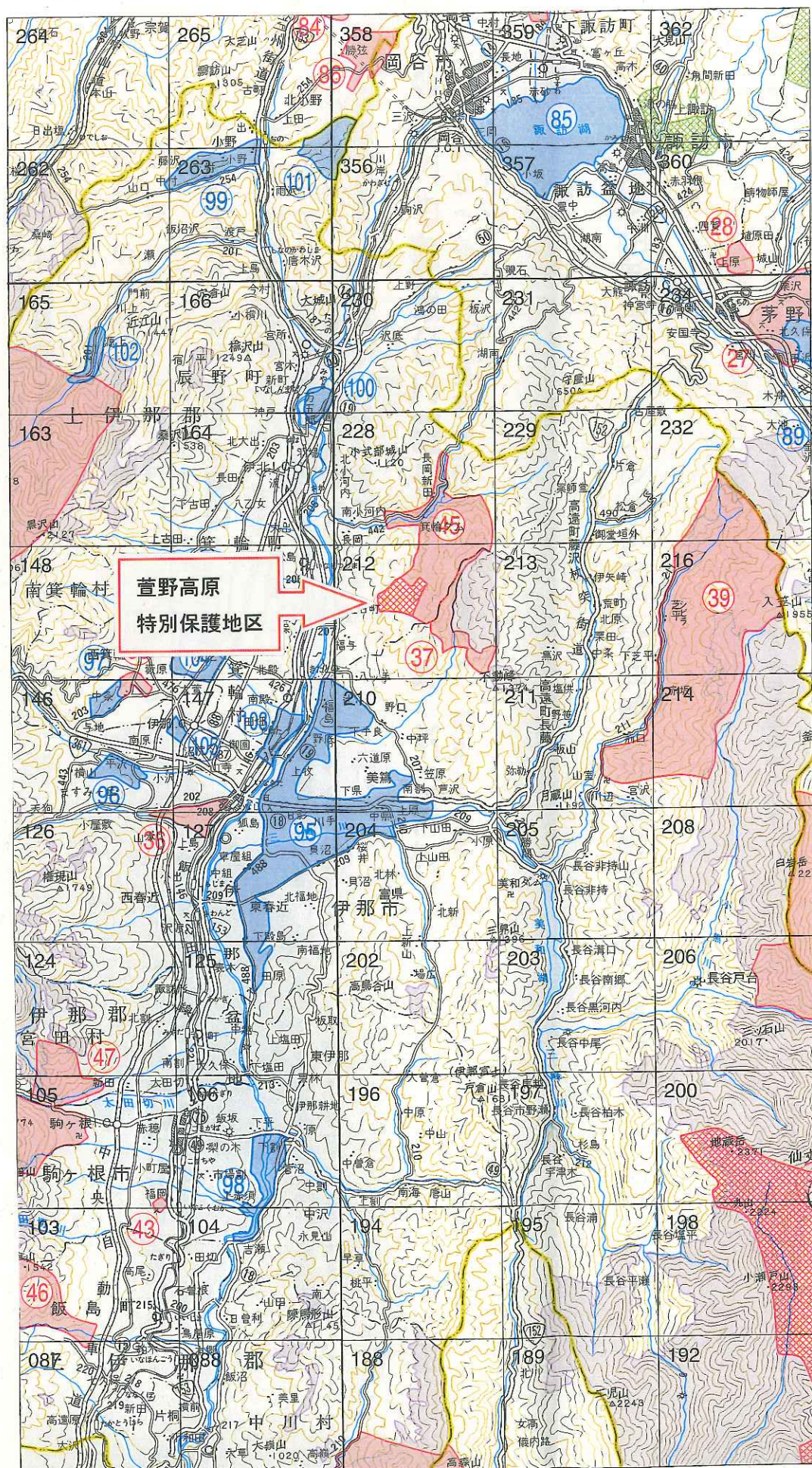
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

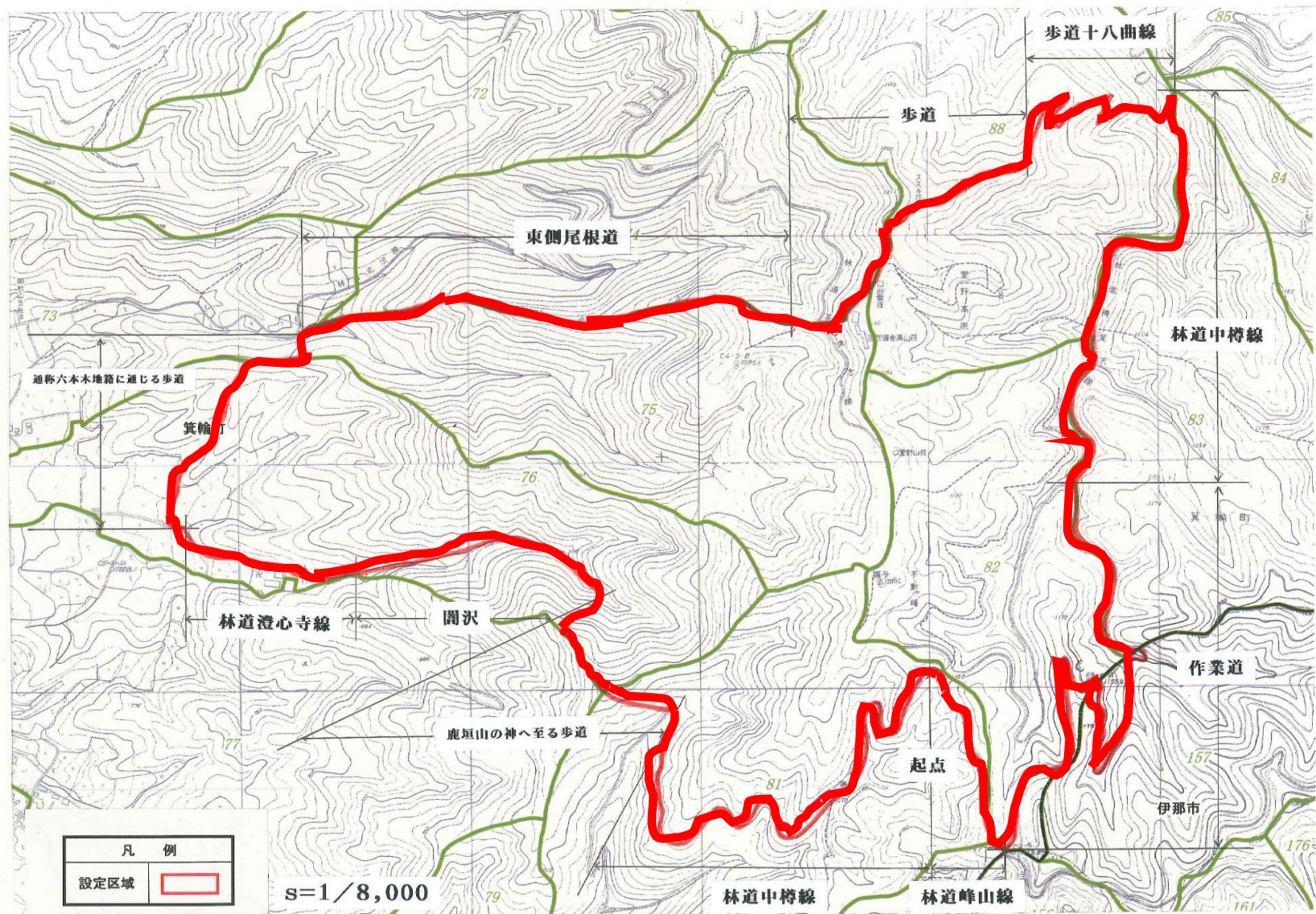
6 施設整備に関する事項

- | | | |
|------------|---|---|
| ①特別保護地区用制札 | 3 | 本 |
| ②案 内 板 | 1 | 基 |

萱野高原鳥獣保護区特別保護地区 位置図

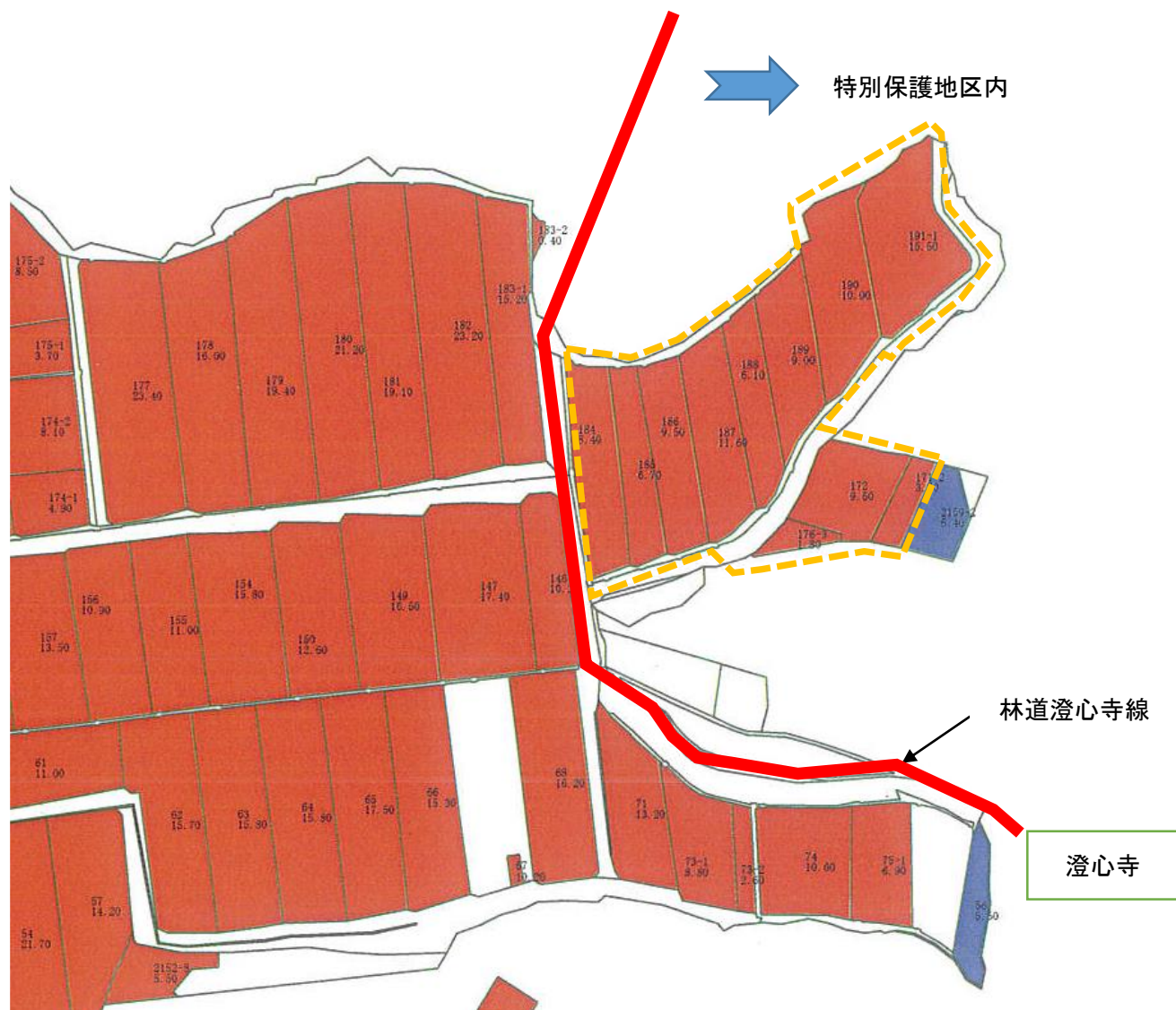


萱野高原鳥獣保護区特別保護地区 区域図及び区域説明図



萱野高原鳥獣保護区特別保護地区

農業振興地域 農用地区域図



凡 例	
農用地区域	
特別保護地区内の農用地区域	

萱野高原鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
箕輪町長	○			特に問題なし
三日町区長	○			計画書2指針のとおり
福与区長	○			
三日町生産森林組合 組合長理事	○			
福与生産森林組合 組合長理事	○			安全確保のため
上伊那森林組合 代表理事組合長	○			必要であると認められる
上伊那農業協同組合 箕輪町支所長	○			多様な生態系の保護及び環境維持のため必要な措置と判断する
箕輪町猟友会長	○			観光客が通年を通じて増えているので安全確保の面からも必要と思われる
箕輪町観光協会会長	○			

美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

1 特別保護地区の概要

（1）特別保護地区の名称

美ヶ原鳥獣保護区美ヶ原特別保護地区

（2）特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

（1）特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

（2）特別保護地区の指定目的

当該区域は、松本市にある茶臼山の西部に位置し、薄川水系の上流部に位置するため、豊富な水環境に恵まれた豊かな自然環境が多様な鳥獣を育てており、区域内にある美ヶ原県民の森を含む当該区域は松本地域の代表的な高原の一部であり、森林レクリエーションの場として、春から秋にかけて多くの来場者が訪れる場所である。

また、この区域には、チョウゲンボウ、ハイタカ、ノスリ、オオタカ等の希少猛禽類の生息も確認されており、開けた草地は猛禽類にとって狩場として重要な場所でもある。

このため、当該地域は、美ヶ原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と思料されることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及び生息地の保護と、地域における生物多様性の確保を図る。

（3）保護管理方針

地元市村等の関係機関及び信州野鳥の会等関係団体と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員による巡視等により、適正な保護及び管理を行う。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 764 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 764 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha <干潟 0 ha>

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

地方公共団体有地 764 ha

私有地等 0 ha

公有水面 0 ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 0 ha

{ 都道府県有地 121 ha
市町村有地等 643 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 473 ha
（八ヶ岳中信高原国定公園）

{ 特別保護地区 0 ha
特別地域 473 ha
普通地域 0 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は松本市の東部に位置する茶臼山の西側に位置し、区域の東側は、小県郡長和町に隣接している。

イ 地形、地質等

当該区域の地形は、標高約 1,100 メートルから約 2,000 メートルに至る主に西向きの斜面によって構成されている。

地質は、新生代第三紀安山岩類を基岩とした安定した地質である。

ウ 植物相の概要

植生は、モミ・ツガ等の針葉樹及びナラ類・カンバ類の広葉樹等が生育している。

エ 動物相の概要

鳥類は、コガラ・ヒガラをはじめとして、森林を好む種類が多く生息していると同時に、これらを捕食する猛禽類も生息している。

獣類は、ニホンジカ・イノシシ・キツネ等が生息している。

（2）生息する鳥獣類

ア 鳥類

○ノビタキ、○コガラ、ヒガラ、○ヤマガラ、キビタキ、ツグミ、
○チョウゲンボウ、ハイタカ、ノスリ、クマタカ、オオタカ 等

イ 獣類

○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ツキノワグマ、○ニホンジカ、
○イノシシ、○キツネ、○タヌキ、シマリス（外来種）等

※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域には農耕地はなく農林業被害はないが、松本市全体の林業被害としては、ニホンジカによる植栽木(ヒノキ等)の被害はあるものの少なく、農業被害が市の被害額のほとんどを占めている。

被害の内訳としては、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルによる被害が全体の約2割であり、カラス・ムクドリ・ヒヨドリ等の鳥類による被害が全体の約4割を占めているが、市の農林業被害額としては、ここ数年は減少傾向にある。

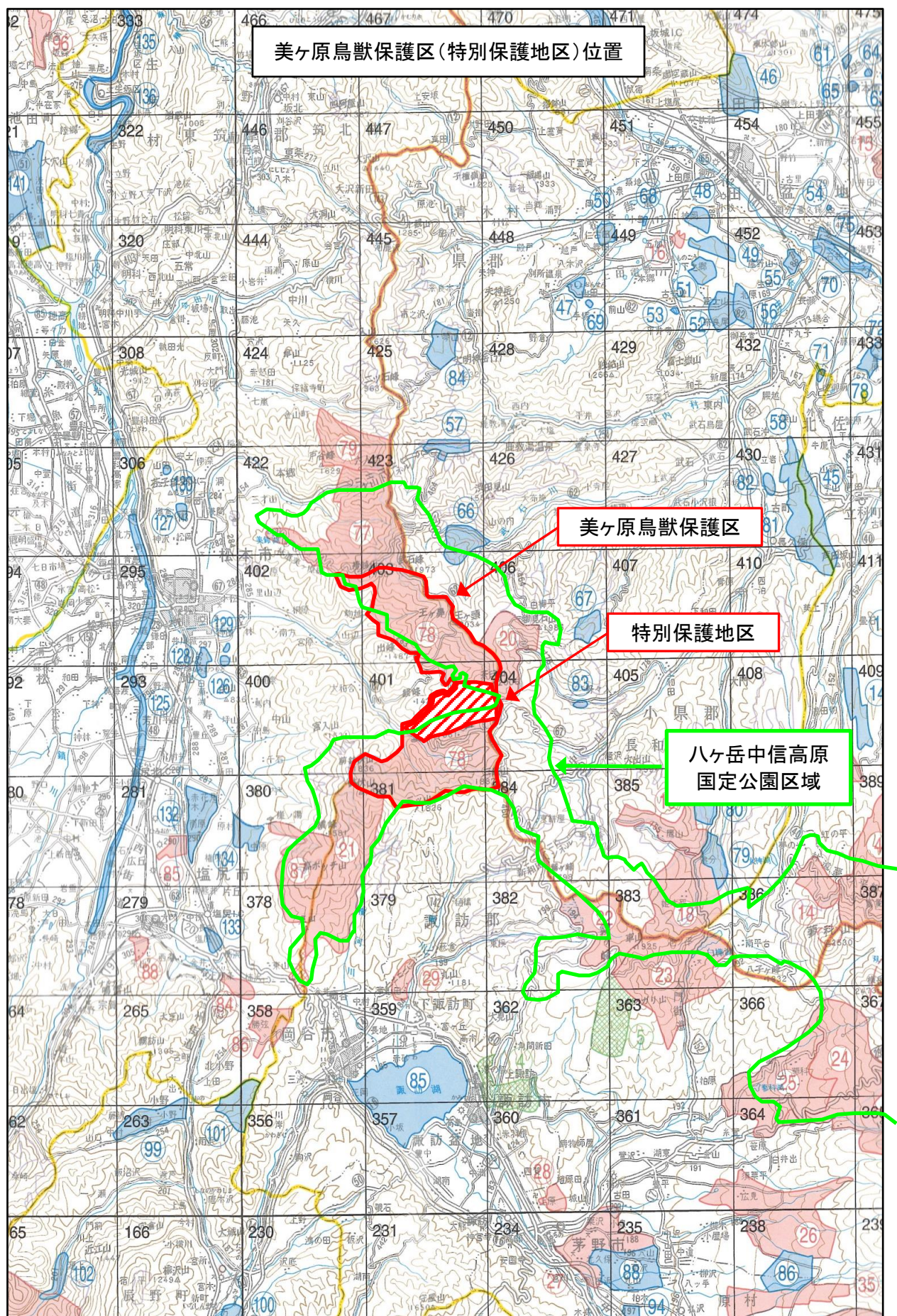
被害額			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			
	農 業	水稻、野菜、果樹等	56,801 千円	45,847 千円	43,437 千円			
	林 業	ヒノキ、カラマツ等	1,740 千円	1,024 千円	0 千円			
	計		58,541 千円	46,871 千円	43,437 千円			
捕獲数等			平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
			許可件数	捕獲数	許可件数	捕獲数	許可件数	捕獲数
	ニホンジカ		5	2,113	5	1,836	5	1,377
	イノシシ		16	115	3	128	3	190
	カラス類		22	673	2	587	2	569
	ムクドリ・ヒヨドリ		44	1,451	2	1,593	2	1,893

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

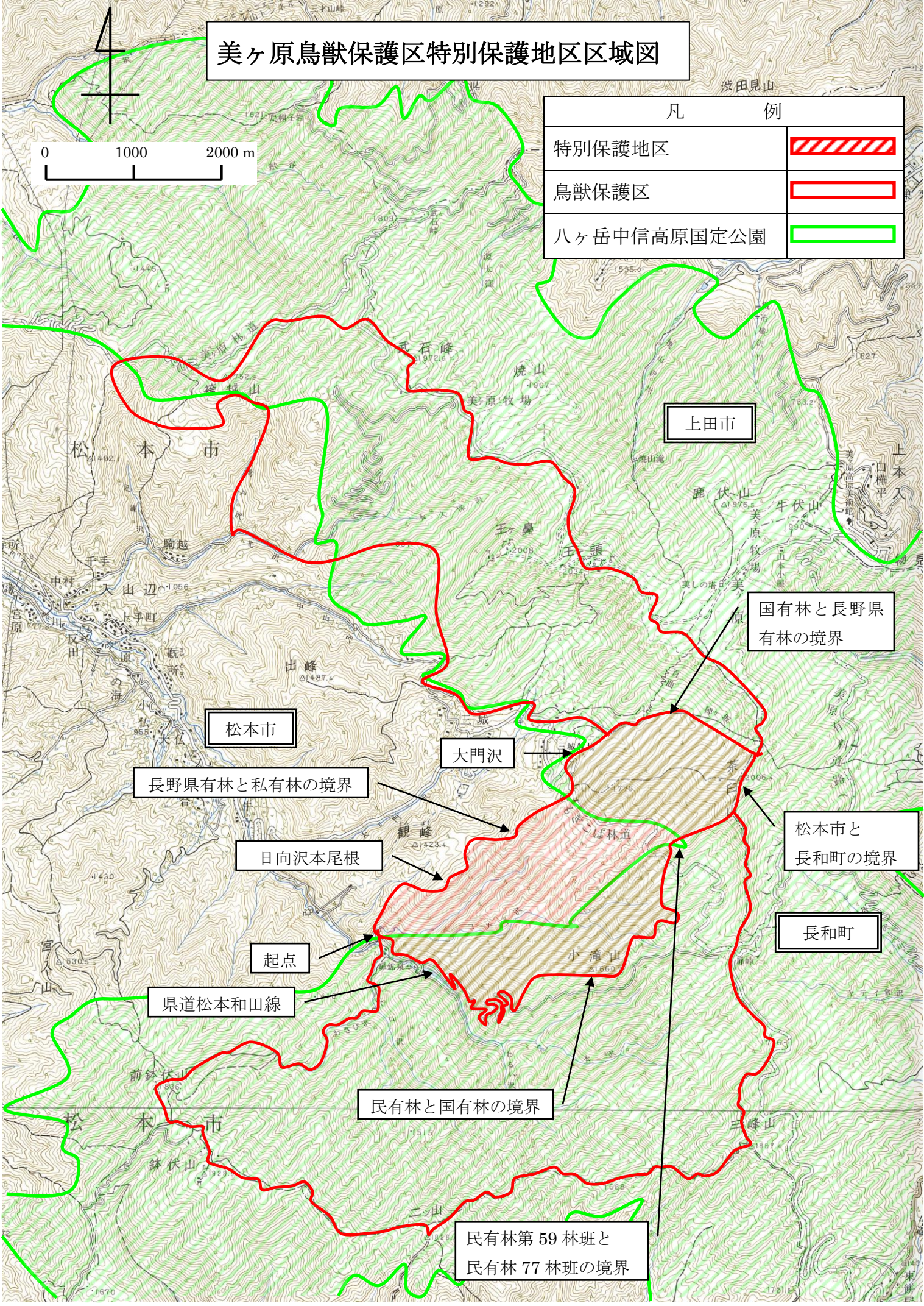
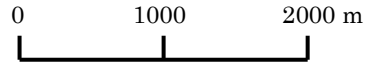
6 施設整備に関する事項

- | | | |
|------------|---|---|
| ①特別保護地区用制札 | — | 本 |
| ②案内板 | — | 基 |
| ③給水器 | — | 基 |
| ④給餌台 | — | 基 |
| ⑤巣箱 | — | 個 |
| ⑥その他 | | |



美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区区域図

凡 例	
特別保護地区	
鳥獣保護区	
八ヶ岳中信高原国定公園	



国有林と長野県
有林の境界

松本市

大門沢

長野県有林と私有林の境界

日向沢本尾根

松本市と
長和町の境界

長和町

起点

県道松本和田線

民有林と国有林の境界

民有林第 59 林班と
民有林 77 林班の境界

美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
松本市長		○		区域内の市施設の新設・増設等の許可手続きが円滑に行われるよう配慮願いたい
入山辺・里山辺財産区 管理者	○			
美ヶ原牧場畜産農業協同 組合 代表理事組合長	○			
美ヶ原観光連盟会長	○			
入山辺地区町会連合会長	○			
松本ハイランド農業協同 組合 山辺支所長	○			
松本広域森林組合 代表理事	○			
松塩筑胤友会長	○			

志賀高原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

1 特別保護地区の概要

（1）特別保護地区の名称

志賀高原鳥獣保護区志賀高原特別保護地区

（2）特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

（1）特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

（2）特別保護地区の指定目的

当該区域は、山ノ内町の南東部に位置し（志賀高原）、植生はオオシラビソ、コメツガ等の亜高山針葉樹とナラ、カンバ類等の天然広葉樹が混交しており、良好な鳥獣の生息環境となっている。そのため、当該地区では特別天然記念物であるニホンカモシカを始め、多様な鳥獣が生息しており、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区に指定し、鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性を確保する。

（3）保護管理方針

山ノ内町や関係団体と連携をとりながら、鳥獣保護管理員等により定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

オオシラビソ、コメツガ等の亜高山針葉樹とナラ、カンバ類等の天然広葉樹等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 特別保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,138 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	1,133	ha
農耕地		ha
水 面	5	ha
その他		ha

イ 所有者別内訳

国有地	0	ha
地方公共団体有地	0	ha
私有地	1,133	ha
公有水面	5	ha

一級河川（河川法第 9 条 2 項の区間を除く）の河川区域 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （上信越高原国立公園）	1,138 ha	{	特別保護地区	742 ha
			特別地域第2種	396 ha

森林法による地域	620 ha	{	水源かん養保安林	620 ha
			保健保安林	620 ha
			土砂流出防備保安林	29 ha

人間と生物圏計画事業 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク） 691 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概況

ア 鳥獣保護区の位置

当該地は、下高井郡山ノ内町の東部に位置し、標高約 1,500～2,000mの地域である。

上信越高原国立公園及び生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）に指定されている。

イ 地形、地質等

大部分が水源かん養保安林に指定され、横湯川の水源をなしており、豊かな水環境を有していることから、野生鳥獣の生息のための好条件を備えた地域である。

ウ 植物相の概要

植生はオオシラビソ、コメツガ等の亜高山針葉樹とミズナラ、ダケカンバ、シラカンバ等の天然広葉樹が混交し、林床にはササ類が多く生育している。

エ 動物相の概要

野生鳥獣にとって特に良好な自然環境を有していることから、ニホンカモシカを始めツキノワグマ、ニホンザル等多様な鳥獣が生息している。

（2）生息する鳥獣

ア 鳥類

イヌワシ（天然記念物）、カケス、ヒガラ、キビタキ、ヤブサメ、ウグイス、クイタダキ、ミソサザイ、キバシリ、オオルリ、ホトトギス、メボソムシクイ、エゾムシクイ、ルリビタキ、キジバト、アオバト、カッコウ、アオゲラ、コガラ、ゴジュウカラ、クロジ、ジュウイチ、ハシブトガラス、アカゲラ、コルリ、ウソ、コマドリ、

イ 獣類

ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ホンドオコジョ（天然記念物）、ヤマネ（天然記念物）、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ニホンリス、ツキノワグマ、ニホンザル、テン

※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣

（3）当該地域の農林水産物の被害状況

当該地区を有する山ノ内町では、果樹の新芽の食害が発生している。

また、平成 18 年には山中での山菜取りの最中にクマによる人身事故が起きている。

なお、当該地域の所在する山ノ内町における過去３ヵ年の有害鳥獣捕獲許可及び
 個体数調整の状況は次のとおりである。

鳥 獣 名	主な被害 品目	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		許可 件数	捕獲数	被害金額	許可 件数	捕獲数	被害金額	許可 件数	捕獲数	被害金額
アオサギ	養魚	1	0	593	1	9	593	1	9	593
カラス	果樹	2	0	355	1	8	369	2	16	340
カワウ	養魚	1	2	593	1	1	593	1	3	593
キジバト		2	0	0	1	3	0	2	0	0
ムクドリ	果樹			1,463			1,475			1,481
ヒヨドリ	果樹			1,463			1,475			1,481
イノシシ	稲、果樹	2	37	2,916	1	19	2,646	2	29	692
カモシカ	果樹	1	15	13,178	1	20	10,988	1	20	7,302
ツキノワグマ	稲、果樹	79	55	1,084	21	10	1,703	41	27	816
ニホンザル	果樹	1	17	8,501	1	12	8,491	1	13	6,761
ニホンジカ	果樹	4	26	13,178	1	3	12,410	2	10	20,078
アナグマ		2	0	0	1	0	0	2	5	0
キツネ		2	9	0	1	0	0	2	7	0
タヌキ		2	13	0	1	0	0	2	16	0
ハクビシン	果樹	2	0	118	1	7	307	2	7	681

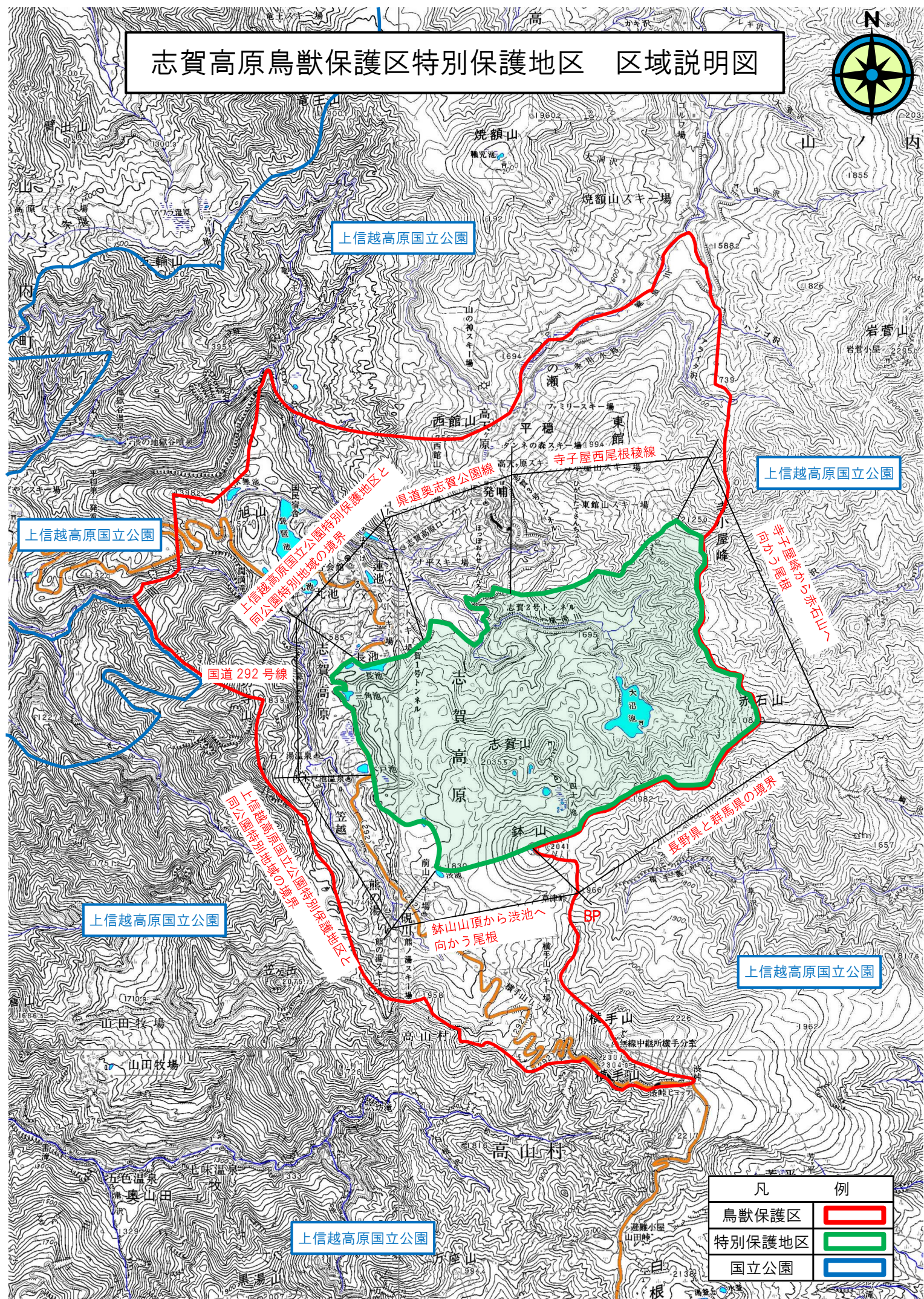
５ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による 補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を
 受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

６ 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (１) 特別保護地区用制札 | 基 |
| (２) 案内板 | 基 |
| (３) 給水器 | 基 |
| (４) 給餌台 | 基 |
| (５) 巣 箱 | 個 |
| (６) その他（補助板） | 枚 |





志賀高原鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
山ノ内町長	○			
(財)和合会理事長	○			
志賀高原観光協会長	○			志賀高原は国立公園内及び 生物保存地域(BR)に指定さ れており適当である
北信州森林組合 代表理事組合長	○			必要と認める
山ノ内町猟友会長	○			

熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）

1 名 称

熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日まで（10 年間）

3 指定目的

当該区域は天龍村東部に位置し、静岡県境に連なる標高 1,653m の熊伏山麓の西側に広がる。林道等の人工的施設は皆無で、天然広葉樹林が多く占めるなど、自然豊かな森林山麓であり、沢も多く水量豊富で野生鳥獣の生息地として良好な環境を備えた地域である。

また、熊伏山は手ごろな日帰り登山を楽しめ、登山道も整備されていることから動植物の観察をする人も多く、野生鳥獣保護の啓発に適した環境を備えている。

しかし、当該区域周辺ではニホンジカ及びイノシシによる農林業被害の発生が問題視されていることから、狩猟は規制するが、ニホンジカとイノシシは例外的に狩猟が可能な区域に継続指定して、適正な個体数管理を図り、森林環境及び野生生物全般の棲息環境維持と、地域における生物多様性の確保に努める。

4 管理方針

生息する野生鳥獣の保護管理対策に関係機関と連携協力して取り組む。

当該地域は水源涵養保安林に指定されているので、その規制内容に沿って森林環境の維持を図る。

特定鳥獣（5 種類）については、県の特定期間計画に沿って管理していく。特に森林被害をもたらすニホンジカについては、捕獲対策を徹底する。

また地域住民、利害関係者等の要望を踏まえ、必要に応じて、適時に有害鳥獣捕獲（許可捕獲）を行う。

その他、鳥獣保護管理員の巡視から得る情報などを踏まえ、天龍村等関係機関と十分な連携をとりながら、管理運営にあたる。

5 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 401 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 401 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

地方公共団体有地 130 ha

{	都道府県有地	0 ha
	市町村有地等	130 ha (財産区有林)

私有地等 271 ha

公有水面 0 ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

森林法による地域 401 ha（水源涵養保安林 401 ha）

6 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

当地は標高約 750～1,650m の山地であり、天然広葉樹林が広がり多種多様の野生動物が生息している。

ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置

下伊那郡天龍村平岡 熊伏山（標高 1,653m の山頂を含む）西側斜面

イ 地形、地質等

標高差約 900m で全般的に急峻な地形で、花崗岩を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

樹木はミズナラ、カエデ類等の広葉樹が主体で、多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

鳥獣類は、下記のとおり多様な種類が生息している。

(2) 生息する鳥獣

ア 鳥 類

○オオルリ、○キビタキ、クロツグミ、アカハラ、トラツグミ、○アカゲラ、アオゲラ、
○ミソサザイ、○ヤマガラ、○ヒガラ、ツツドリ、ジュウイチ、ヤマドリ、ハイタカ、
ハチクマ、コノハズク、フクロウ、ヨタカ、クマタカ、アカショウビン 等

イ 獣 類

ニホンカモシカ (特別天然記念物)、○ニホンジカ、○イノシシ、ツキノワグマ、
○タヌキ、○キツネ、テン、ノウサギ、○ニホンリス、○ニホンザル、アナグマ 等

※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣

(3) 農林業等被害の状況

当該指定区域は山地であるため、区域内での農業被害はないが、区域周辺の農地ではニホンジカ、イノシシの被害がある。また、林業被害はニホンジカによるヒノキ等の剥皮被害が発生している。

【参考・農林業被害状況（天龍村内）】

(単位：千円)

天龍村					
農 業	鳥獣名	主な被害品目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	ニホンジカ	稲	－	－	220
	イノシシ	稲・イモ・豆類	108	439	1,750
	ニホンザル	果樹・野菜	－	3,220	1,428
	ハクビシン	果樹	－	－	28
	計		108	3,659	3,426

天龍村					
林 業	鳥獣名	主な被害品目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	ニホンジカ	スギ・ヒノキ	987	995	981
	ツキノワグマ	スギ・ヒノキ	565	570	559
	ニホンザル	シイタケ	350	380	371
	ニホンカモシカ	ヒノキ	1,656	1,650	1,641
	計		3,558	3,595	3,552

【参考・主な有害鳥獣捕獲（特定鳥獣関連）状況】

(単位：頭)

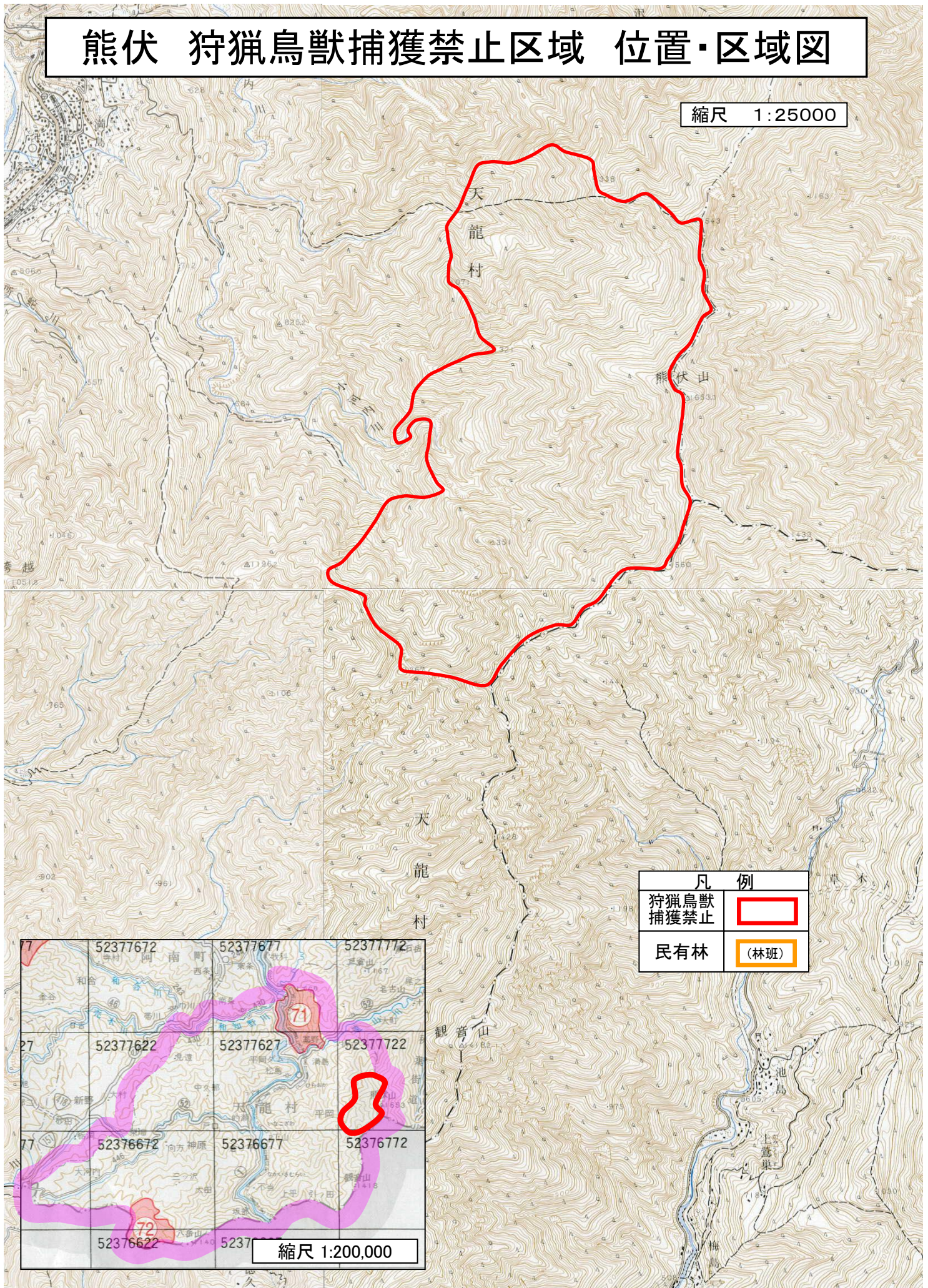
天龍村			
鳥獣名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ニホンジカ	376	473	423
イノシシ	77	57	97
ツキノワグマ	0	0	0
ニホンザル	83	20	57
ニホンカモシカ	3	5	3

7 指定及び維持管理に要する経費に関する事項

案内板	1 基
木 標	2 本
制 札	5 本
補助版	7 枚

熊伏 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 位置・区域図

縮尺 1:25000



熊伏 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域説明図

縮尺 1:25000

飯田市南信濃

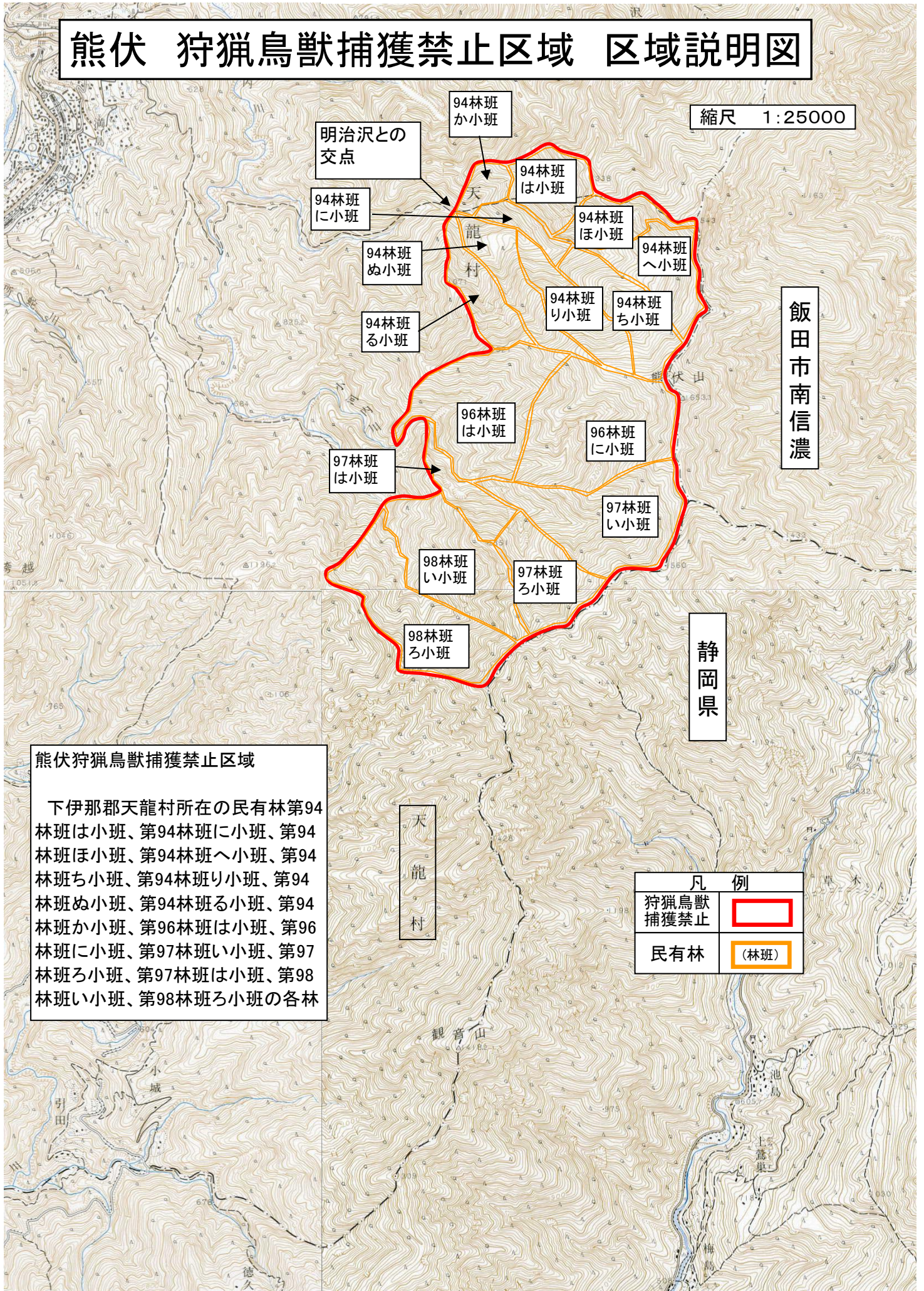
静岡県

天龍村

熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域

下伊那郡天龍村所在の民有林第94林班は小班、第94林班に小班、第94林班ほ小班、第94林班へ小班、第94林班ち小班、第94林班り小班、第94林班ぬ小班、第94林班る小班、第94林班か小班、第96林班は小班、第96林班に小班、第97林班い小班、第97林班ろ小班、第97林班は小班、第98林班い小班、第98林班ろ小班的各林

凡 例	
狩猟鳥獣捕獲禁止	
民有林	 (林班)



熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）の
指定に関する利害関係者意見

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
天龍村長	○			
飯伊森林組合 南部支所長	○			
みなみ信州農業協同組合 天龍事業所長	○			
東原B区長	○			
飯伊連合猟友会 平岡支部長	○			総会において支部として賛同 する
中越パルプ工業㈱ 代表取締役社長	○			
中部電力㈱ 飯田営業所長	○			

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）

1 名 称

北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く）

2 存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで（5 年間）

3 指定目的

当該地域は、上部を霧ヶ峰及び車山高原に接した、標高 1,100m から 1,770m に位置する地域で、林況はカラマツ壮齢林と広葉樹の天然林が混在し、地形も沢や尾根等の起伏に富んだ状態のため、希少猛禽類を含め、多様な鳥獣の生息に適した地域である。

しかし、当該地域の下流域ではニホンジカやイノシシ等による農作物被害が著しく、平成 20 年の鳥獣保護区の期間更新においては、地域から鳥獣保護区の指定の解除が望まれていた。そのため、ニホンジカやイノシシ等による農作物被害へ対処するため、平成 25 年に狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く）に指定した。今年度以降も引き続き、当該区域を狩猟においてニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、ニホンジカとイノシシに狩猟における捕獲圧をかけ管理を行いながら、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立、及び地域における生物多様性の確保を図ることを目的とする。

4 管理方針

狩猟期間におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とするとともに、狩猟期間外においては、県の特管理計画に沿って個体数調整を行うことにより、農作物被害の軽減を図る。また、ニホンジカとイノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的を周知徹底し、ニホンジカとイノシシ以外の鳥獣の生息に著しい影響のないよう定期的な巡視及び看板の設置等により生息環境の保全を行う。

また、茅野市等関係団体と連携しながら、適正な管理を進めて行く。

5 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 800 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 800 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha <干潟 0 ha>

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

地方公共団体有地	789 ha	{	都道府県有地	0 ha
			市町村有地等	789 ha

私有地等 11 ha

公有水面 0 ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

なし

6 区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 区域の位置

当該地域は、標高 1,100mから 1,770mの区域で、上部は車山・白樺湖鳥獣保護区と隣接するとともに、霧ヶ峰を含む八島ヶ原鳥獣保護区とも接している区域である。

区域内には、沢や尾根が連続し、県絶滅危惧種（Ⅱ類）のオオタカの営巣が確認される等の、多様な野生鳥獣の生息環境を有する地域である。

イ 地形、地質等

地形的には、南向きの斜面が多く、地質的には新生代第四紀層の安山岩等を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

林相としては、カラマツの壮齢林と広葉樹の天然林が混在しており、下層植生も豊かで、多様な植物相を有している。

エ 動物相の概要

鳥獣類は、下記のとおり多様な鳥獣が生息している。

（2）生息する鳥獣類

ア 鳥類

○シジュウカラ、○ヒガラ、○ヤマガラ、○コガラ、○コゲラ、○アカゲラ、アオゲラ、○ホオジロ、○カシラダカ、○カワラヒワ、マヒワ、ベニマシコ、アカハラ、クロツグミ、○ツグミ、○キビタキ、オオルリ、オオタカ、ノスリ、ハイタカ、ツミ、ノビタキ、ヒバリ、ホオアカ、カッコウ 等

イ 獣類

ニホンカモシカ (特別天然記念物)、ヤマネ (天然記念物)、○ニホンジカ、
○イノシシ、○ニホンリス、○キツネ、○テン、ノウサギ、イタチ、タヌキ、
アナグマ、ムササビ 等

※○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域においては、ニホンジカ及びイノシシによる農業被害が発生している。
なお、当該地域が存在する茅野市における被害状況及び捕獲許可件数は以下のとおりである。

【茅野市】

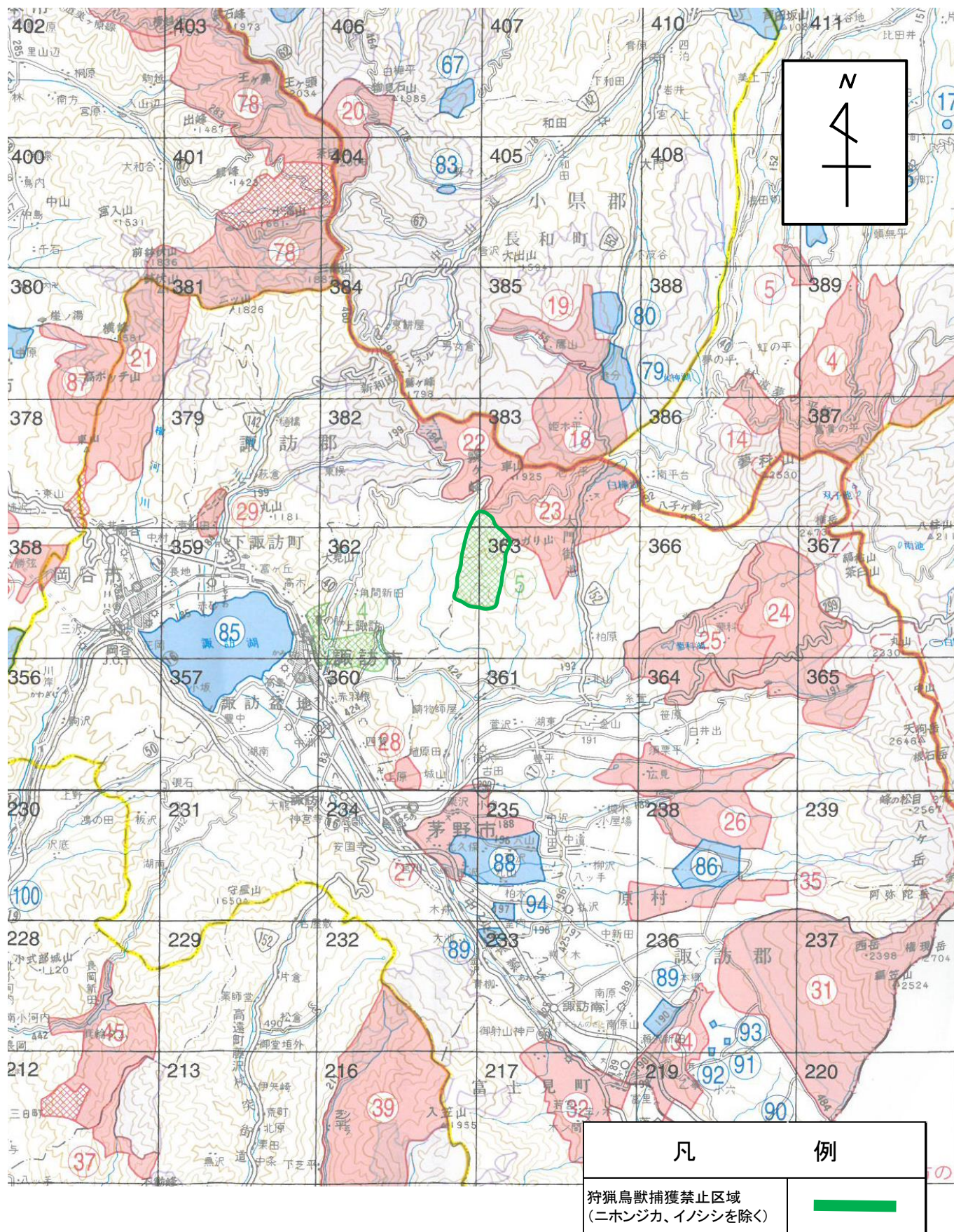
鳥獣名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	許可件数	捕獲数	許可件数	捕獲数	許可件数	捕獲数
ニホンジカ	5	1,679	4	1,139	5	1,192
イノシシ	5	25	2	2	2	9

7 指定及び維持管理に要する経費に関する事項

①狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札	7 本
②案内板	2 基
③給水器	基
④給餌台	基
⑤巣箱	個
⑥その他（補助板）	10 枚

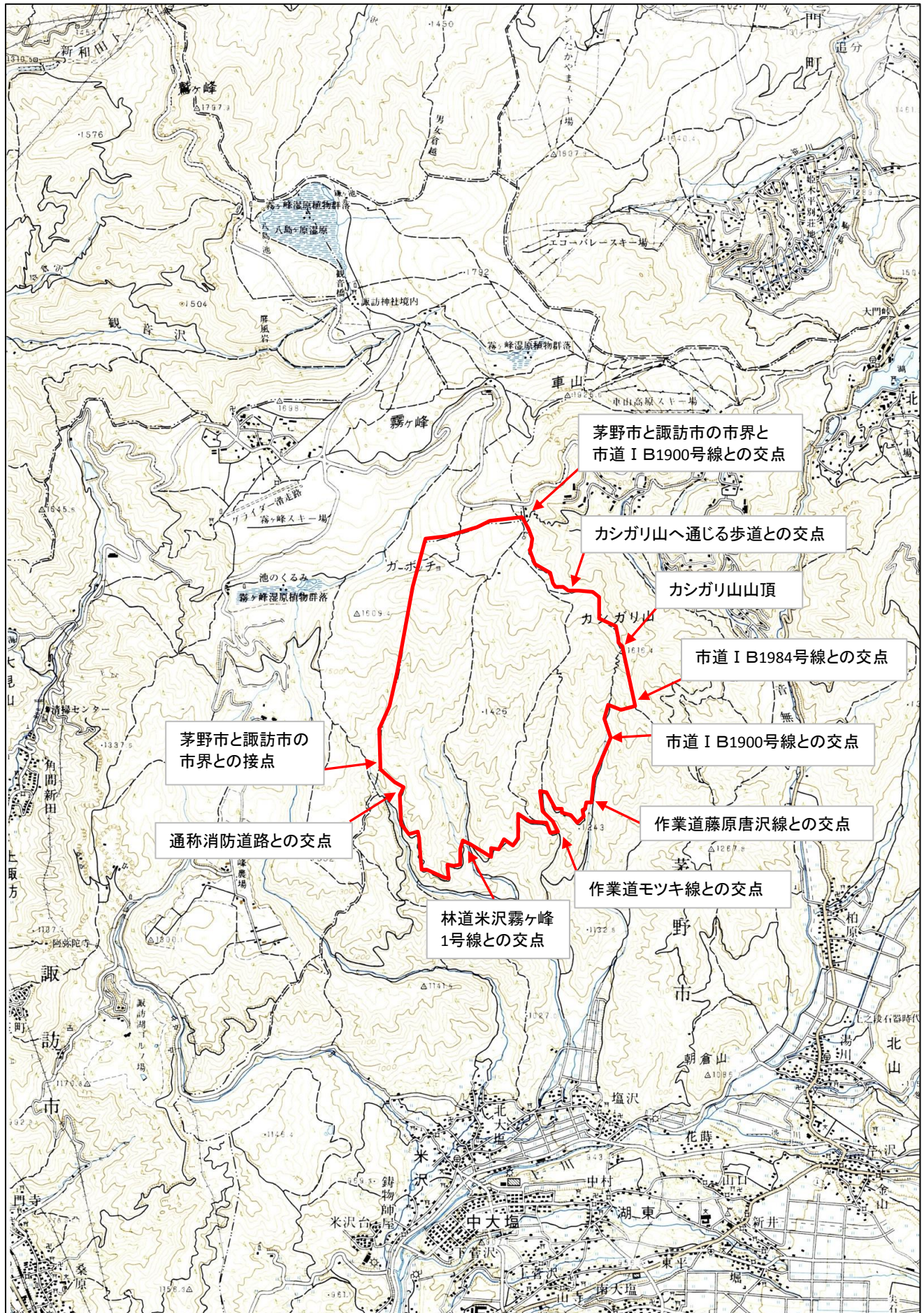
北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く) 位置図

S = 1/200, 000



北大塩狩獵鳥獸捕獲禁止区域 区域説明図

S = 1/50,000



北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）の
指定に関する利害関係者意見

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
茅野市長	○			当該地下流域の米沢地区では農業が盛んに営まれており、鳥獣による農作物への被害も深刻な状況にある。地域でもニホンジカやイノシシ等から農作物を守るため、防護柵を設置するなど様々な対策を実施している。そのため狩猟期間についても農作物に甚大な被害をもたらすニホンジカやイノシシの捕獲は個体を減らす観点からも必要不可欠であると考える。
茅野市農業委員長	○			
北大塩区長	○			
北大塩財産区 総代	○			存続期間は5年間としてほしい
塩沢区長	○			ニホンジカとイノシシによる農作物被害はあるため、5年間更新は問題なしと考える。 例年どおり捕獲に関する時期と範囲については、事前の連絡を徹底してほしい
塩沢財産区 総代	○			
諏訪森林組合 代表理事組合長	○			農林業被害が発生した場合には、速やかな対応をお願いしたい。
信州諏訪農業協同組合 代表理事組合長		○		当該地域では、ニホンジカやイノシシ等による農作物の被害が発生している。 引き続き個体数調整の実施による農作物被害の防止策の徹底をお願いしたい。
諏訪東部漁業協同組合 代表理事組合長代行	○			
(社)ちの観光まちづくり 推進機構理事長	○			
諏訪猟友会 茅野支部長	○			北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く）の指定については、シカの捕獲をすることができるため賛成である。また、他の鳥獣保護区等についても、標高の高い所では、北大塩のようにシカのみ銃による狩猟を認めてほしい。
日本野鳥の会 諏訪支部長	○			害的要因のシカ、イノシシが捕獲禁止から除かれており、関係住民への配慮がされる中、生物の多様性重視の観点から今回の指定に賛成する。